

**福祉サービス第三者評価結果報告書**  
**【児童福祉分野（保育所）】**

**【受審施設・事業所情報】**

事業所名称	メリーポピンズこども園		
運営法人名称	社会福祉法人 大五京		
福祉サービスの種別	保育所型認定こども園		
代表者氏名	園長 中村純子		
定員（利用人数）	117 名		
事業所所在地	〒 532-0005 大阪市淀川区三国本町3-37-35-404		
電話番号	06	－ 6393	－ 7400
F A X 番号	06	－ 6393	－ 7470
ホームページアドレス	<a href="https://dai5kyo.or.jp/marypoppins/">https://dai5kyo.or.jp/marypoppins/</a>		
電子メールアドレス			
事業開始年月日	2015年4月1日		
職員・従業員数※	正規	22 名	非正規 14 名
専門職員※	保育士32名 看護師1名 栄養士1名 調理師2名		
施設・設備の概要※	[居室] [設備等] 0-5歳児クラス保育室 トイレ 調理室 職員室 相談室 園庭		

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

**【第三者評価の受審状況】**

受審回数	0	回
前回の受審時期	年度	

**【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】**

評価結果公表に関する 事業所の同意の有無	有
-------------------------	---

## 【理念・基本方針】

メリーポピンズこども園では、愛情と安全に満ちた環境の中でお子さまの自由な発想と成長の力をのびのびと伸ばす事を目指し  
たくさんのよい体験と、様々な場面での選択の機会を提供する中で知恵と自信を育み、いたわりの心、自立心、自主性をもった  
社会の一員として成長していただけるように、手助けをいたします。

## 【施設・事業所の特徴的な取組】

本園は、理念に基づいた保育実践と組織的な運営体制の両面において、先進的かつ実効性の高い取り組みを展開している。ISO9001を活用したマネジメントにより、事業計画・評価・改善が体系的に実施されており、保育の質向上に資するPDCAの実践が日常的に行われている。特筆すべきは、人材育成の仕組みが確立されている点であり、職員一人ひとりが自己評価・振り返りを行い、それをもとにした面談・研修計画が組織的に運用されている。これらが単なる制度に留まらず、職員間での共有や内省の文化として定着している点が評価される。また、法人内の長期研修や海外研修、小学校との接続期支援、実習生・ボランティアの受け入れといった外部連携も積極的であり、学びと実践の往還が日常化している。異年齢交流やビュッフェ形式の給食など、子どもの主体性を尊重した保育も実施されており、組織全体で「育ちを支える文化」が育まれている。

## 【評価機関情報】

第三者評価機関名	特定非営利活動法人このば
大阪府認証番号	270068
評価実施期間	2025年8月26日 ～ 2025年10月7日
評価決定年月日	2025年10月8日
評価調査者（役割）	2401C036 （ 運営管理・専門職委員 ） 2301C003 （ 運営管理・専門職委員 ） （ ） （ ） （ ）

## 【総評】

### ◆評価機関総合コメント

本園は、経営・保育実践・人材育成の各側面において、極めて質の高い組織的運営がなされている施設である。ISO9001の認証を活用した運営体制は、単なる書類管理に留まらず、日々の保育や業務においても実効性を伴っており、職員の改善行動に一貫性と目的意識をもたらしている。とりわけ、職員の評価・振り返り・改善が仕組みとして構築され、それが組織文化として根付いている点は高く評価される。自己評価・面談・目標管理といったプロセスが定期的に行われ、個々の成長支援とともに、チーム全体の保育力向上につながっている。また、法人内での長期研修や海外研修によって、職員が広い視野と高い専門性を養っていることも特徴である。実習生やボランティアの受け入れ、小学校との連携といった地域との接点も豊かで、保育内容だけでなく地域福祉の担い手としての役割も果たしている。保護者アンケートからは、保育の信頼性や情報共有の丁寧さに対する満足度の高さが読み取れ、今後は学生との継続的な関係づくりや保護者との対話の質向上が期待される。

### ◆特に評価の高い点

特に評価されるのは、保育の質向上に向けたPDCAサイクルの定着と、人材育成における仕組み化の実現である。ISO9001を活用した事業評価体制に加え、職員が自らの保育を振り返り、継続的な改善へとつなげる文化が育っており、保育の質が組織的に維持・向上されている。さらに、異年齢保育やコーナー保育、ビュッフェ形式の給食等を通じて、子どもが自ら選び、考え、主体的に活動できる環境が整備されている。また、海外研修や法人内での長期研修制度を通じて、職員が幅広い視野と高い専門性を持ち保育に取り組んでいる点も、他園との差別化要素となっている。

### ◆改善を求められる点

本園では、実習生やボランティアの受け入れに積極的に取り組んでいるが、それが新卒採用に直結していない点は課題として挙げられる。実習は現場理解や魅力発信の重要な機会であり、職場選択の入口にもなり得るが、現在の仕組みでは実習後の継続的な関係構築が十分とは言えない。これは本園に限らず保育業界全体に共通する構造的な課題でもあるが、学生とのつながりを保つ仕組みづくりや、育成と採用を連動させた戦略的な取り組みが今後求められる。魅力的な実習体験の提供と、その後の関係性強化が採用強化につながる視点である。

### ◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

このたびは第三者評価を通じて、当園の保育実践や運営体制について多角的にご評価いただき、感謝申し上げます。職員一人ひとりが日々の保育に真摯に取り組む姿勢が、信頼と安心につながっていることを確認でき、今後の励みとなりました。一方で、実習制度を通じた人材確保の課題についてもご指摘いただき、改めて取り組みの必要性を認識いたしました。今後も地域や学生とのつながりを大切にし、保育の魅力を発信できる園づくりに努めてまいります。

### ◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

## 第三者評価結果

### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
Ⅰ-1 理念・基本方針		
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
Ⅰ-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
(コメント)	理念と基本方針が法人内、および保育所内で明確に文書化されており、周知の取り組みも十分に行われていると判断できる。具体的には、理念と基本方針が文書や広報媒体に記載されており、職員への周知は会議や研修会での説明、資料を通じて行われている。さらに、職員だけでなく保護者への周知も「園のしおり」や入園説明会を通じて行われており、周知状況の確認と継続的な取り組みがなされている。このことから、評価基準に示される適切な実施が確認できる。	

		評価結果
Ⅰ-2 経営状況の把握		
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅰ-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
(コメント)	事業経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析が適切に行われていると判断される。社会福祉事業全体の動向や地域の福祉計画の策定動向を具体的に把握し、また、子どもの数や潜在的利用者に関するデータを収集するなど、地域における経営環境の変化を認識している。さらに、保育のコスト分析や利用者の推移などを定期的に行い、これを基にして予算立案時には長期の見通しも考慮している。月例の法人施設長会議における資金収支計算書の確認なども実施されており、強固な経営基盤の構築が進められている。以上の取り組みより、事業経営の安定性や将来性に対する見通しが立てられていることが確認できる。	
Ⅰ-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
(コメント)	経営環境や保育の内容、組織体制、財務状況に関して現状分析が行われ、具体的な課題や問題点が明確にされています。さらに、経営状況や改善すべき課題は役員間および職員に対しても共有および周知がされており、経営課題の解決に向けた具体的な取り組みも着実に進められています。例えば、設備の入れ替えや改修工事が無理なく進行できるよう計画的に取り組んでいます。これらの取り組みにより、組織全体としての経営課題に対する取り組みが進められていると判断されます。	

		評価結果
I-3 事業計画の策定		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
(コメント)	提示された中・長期計画には、理念や基本方針の実現を目的とする具体的な目標が明確にされ、経営課題や問題点の解決を目指した内容が具体的に示されています。さらに、数値目標や具体的な成果を設定することで実施状況の評価しやすくしており、必要に応じた見直しのプロセスも整備されています。提出された事業計画と保育サービス実施計画に基づく中・長期の事業計画および収支計画が各項目で明確に表現され、具体的な取り組みが確認されたため、高く評価されます。	
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
(コメント)	事業者の単年度計画は中・長期計画を反映し、具体的かつ実行可能な内容となっている。特に、事業内容は具体的に示されており、数値目標や具体的成果を設定しているため、実施状況の評価が可能である。また、事業計画に達成度を判定する指標を取り入れており、その指標を用いた年度末の保護者アンケートの実施により、定量的な分析が可能であることが確認できる。さらに、ISO9001を取得し、統一された事業計画フォーマットを用いることで、計画の整合性と実現可能性が十分に担保されている。	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
(コメント)	事業計画は職員の参画や意見の集約をもとに策定されている上、計画の実施状況はあらかじめ定められた時期と手順に基づいて把握されている。また、計画は職員会議で周知され、理解を促す取り組みも行われている。さらに、計画の見直しが評価結果に基づいて実施されていることから、組織的な体制が整備されていると判断できる。これにより、職員が事業全体の計画を理解し、各部門ごとに対応している状況が確認できる。	
I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
(コメント)	事業者は保護者への自己評価結果をホームページ上で公開し、取り組むべき内容を周知している。評価の着眼点では、事業計画の主な内容が保護者に周知されていること、保護者会での説明が行われていること、分かりやすい資料の作成が工夫されていること、保護者の参加を促すための工夫がされていることが確認されている。	

		評価結果
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
(コメント)	事業者の取り組みは、PDCAサイクルに基づく保育の質向上が組織的に行われていると判断できる。具体的には、保育日誌により日々の保育内容を振り返り、毎年部門別に保育士、厨房、看護などの目標を策定し、半期ごとに振り返り改善する仕組みが整備されている。また、組織としての評価体制が整備されており、年に1回以上の自己評価と定期的な第三者評価を受審している点も評価できる。これにより、保育の質の向上に向けた取組が恒常的に実施されている。	
I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
(コメント)	事業者は半期ごとにマネジメントレビューを行い、改善すべき課題を明確にする取り組みが行われている。また、保育サービスに関する目標設定やその評価結果を法人に報告するシステムが整備されていることから、評価結果の分析が確に実施されている。さらに、文書化された課題が職員間で共有されていること、改善の取組が計画的に行われていること、改善計画の見直しが行われていることも確認されている。これにより、改善策や改善実施計画を立てて実施していると判断された。	

## 評価対象II 組織の運営管理

		評価結果
II-1 管理者の責任とリーダーシップ		
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
II-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
(コメント)	事業者の取り組みは、施設長が保育所の経営・管理における役割と責任を職員に対して明らかにし、組織内に周知する努力がなされている。具体的には「組織管理要領」や「役割分担表」を通じて施設長の方針と取組を明確にし、平常時だけでなく有事の際にも職員が役割を理解できるよう文書化されている。また、園長不在時の権限移譲についても、緊急時の「通勤表」などで指示命令順を明確に示し、職員への周知が徹底されている。これらの要素から、評価基準の趣旨を十分に満たしていると判断される。	
II-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
(コメント)	施設長は法令等を十分に理解しており、利害関係者との適正な関係を保持していることが確認できる。具体的には、法令遵守やハラスメントに関する研修、人権に関する研修への参加、職員への周知や具体的な取り組みが行われている。また、施設長会議の場で会計士や社労士とともに制度の変更点をレビューする取り組みがあり、組織全体で最新の法令等を認識・遵守する体制が整備されている。このように、積極的な法令遵守の取り組みが示されている点が評価された。	

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
II-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	施設長は保育の質の現状を定期的に評価・分析し、また、その結果を基に園全体の問題や課題を把握して軌道修正を行っていることから、保育の質の向上における指導力を十分に発揮していると評価される。また、保育の質に関する課題を施設内で明らかにし、具体的な改善取組を指示していることから、組織的な取組として体制づくりが推進されていることが確認できるため、評価基準に沿った適切な指導力があると判断される。提出書類と評価の着眼点にチェックがついていることから指導力の実効性が示されている。	
II-1-(2)-②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	施設長は、人事・労務・財務の課題を把握し、毎月の会議で解決への取組を指示している。また、施設長自身が組織内への情報共有を積極的に行い、職員会議を通じて速やかに改善策を実施していることから、経営の改善や業務の実効性向上に向けた具体的な取組が行われていることが分かる。さらに、経営の改善に留まらず、職員間の情報共有や取組の形成に努めており、全体的な指導力を十分に発揮していると判断される。	

		評価結果
II-2 福祉人材の確保・育成		
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
(コメント)	人材確保のための具体的な方針が確立されており、実施もされています。特に、市の補助金を活用することで、人員配置に余裕を持たせ、質の高い保育の提供ができるような体制が整っています。また、人材確保のための媒体や業者の情報を積極的に活用し、人材紹介や派遣制度を導入するなど、具体的な取組がなされています。さらに、実習生の受け入れを通じて採用活動が実施されるなど、組織的な努力が認められます。これらの取り組みは、評価基準に基づいた形で質の高い福祉人材と体制を実現しようとする姿勢が伺えます。	
II-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	a
(コメント)	法人の理念や基本方針に基づき、「期待する職員像」が明確にされており、それが人材マップに示されています。また、定期的なチェックを通じて、職員が自ら期待される姿を意識する機会が設けられています。さらに、人事基準が明確に定められ、職員に周知されていることや、一定の基準に基づいて職員の専門性や職務の成果が評価されています。職員処遇の水準についても改善の取組が進められ、職員が将来を描ける仕組みが整備されていることで、総合的な人事管理がきちんと実施されていると判断されます。	

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	
II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。
(コメント)	a 職員の就業状況や意向に関する取り組みがしっかりと行われていることが確認できる。具体的には、就業状況を把握し、その結果を反映した労務管理の責任体制が明確にされている。また、職員の心身の健康と安全を確保するための取り組みがあり、これらの取り組みが職員に周知されていることが示されている。さらに、ワークライフバランスに配慮し、職員が相談しやすい環境を整える工夫をしている。福祉人材および人員体制に関する改善策を具体的に計画し実行している点も評価される。
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	
II-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。
(コメント)	a 職員一人ひとりの育成に向けた取り組みが適切に行われている。具体的には、組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。個々の職員に対する個別面接を通じて、保育所の目標や方針が徹底される中で目標が設定されている。目標には項目、水準、期限の明確化がされ、その進捗状況は中間面接や年度末の面接で確認されている。以上のことから、評価基準を十分に満たしている。
II-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
(コメント)	a 事業者は、職員の教育・研修に関する基本方針や計画を明確に策定し、これに基づいた教育・研修を積極的に実施していることが分かる。具体的には、新採用職員向けの新人研修や中堅職員向けの研修を法人全体で行い、職員のキャリア段階に応じて「人材マップ」を用いて必要な技術や知識を明確にしている。さらに、研修計画の定期的な評価と見直しも行われており、法人内の各園への長期滞在研修や海外研修への積極的な参加も含め、多角的な取り組みが見受けられる。これにより、職員の資質向上に向けた効果的な教育・研修が実施されていると判断される。
II-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。
(コメント)	a 事業者は、年度初めに個別の教育訓練計画を作成し、職員一人ひとりに必要な研修を明確にしている。新人職員には指導員を付け、個別的な指導を行う体制を整えており、具体的な問題解決に努めている。また、パート職員も含めて園内研修に参加させるなど、教育・研修機会を提供する姿勢が見受けられる。さらに、外部研修に関する情報提供を行い、参加を勧奨する取り組みも確認できる。これらの取り組みにより、職員への教育・研修が適切に実施されていると判断される。
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	
II-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。
(コメント)	a 事業者は実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について、基本姿勢を明文化し、マニュアル整備や専門職種への配慮を行っている。さらに、指導者への研修も実施し、学校側と連携してプログラムを整備する姿勢が伺える。また、学校からの依頼に応じた受け入れだけでなく、法人内でインターンシップ制度を導入し、個々の希望に応じた柔軟な対応をしている。これにより、継続的で効果的な研修と育成を行う積極的な体制が整備されていると判断される。

		評価結果
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
(コメント)	事業者はホームページを活用して保育理念、基本方針、財務諸表などの情報を公開し、運営の透明性を確保する努力をしている。また、地域の福祉向上に向けた取り組みや苦情対応の状況についてもきちんと公表している。地域社会に対して理念や取り組みを印刷物や広報誌で説明し、保育所の役割や存在意義を明確にする取り組みも行われている。このことは情報の適切な公開により、運営の透明性を高めるための取り組みが十分に行われているといえる。	
II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
(コメント)	この事業者は、経理規定に基づいて事務処理方法と責任を明確化し、職員に周知する取り組みを行っている。また、法人事務による内部監査だけでなく、外部の専門家による監査支援を実施し、その結果を踏まえた経営改善に取り組んでいる。さらに、毎月の法人の施設長会議において、会計事務所からの収支確認とアドバイスも受けていることから、公正かつ透明性の高い経営が実施されていると判断される。提出書類からも、この取り組みの信頼性が確認できるため、十分な基準を満たしている。	

		評価結果
II-4 地域との交流、地域貢献		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
(コメント)	事業者は、地域と子どもたちとの交流を広げるために積極的に取り組んでいる。取組内容に示されている通り、地域支援の会を定期的開催するだけでなく、地域行事への参加や、感謝の意を表す活動など多岐にわたる交流活動を実施している。また、地域の文化祭での舞台発表にも積極的に参加し、地域社会とのつながりを深める努力を続けていることが確認できる。これにより、子どもたちにとって社会体験の場が広がり、社会性の育成に貢献していると判断される。	
II-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
(コメント)	ボランティア及び地域の学校教育への協力に対する基本姿勢が明文化され、受け入れに関する体制が整備されている。具体的には、ボランティア受入れについてのマニュアルが作成されており、登録手続、配置、事前説明等に関する項目が盛り込まれている。また、ボランティアに対する必要な研修や支援が提供されていることも確認できる。さらに、地域の中学生の職場体験を受け入れ、多様な年代に対する体験の場を提供している点も評価される。これらの取り組みは、地域社会との連携を深めるものであり、ボランティア受入れに対する十分な体制が確立されていると判断される。	
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
(コメント)	事業者は、関係機関・団体との連携が適切に行われていると判断できる取り組みを実施している。地域の関係機関や団体について、具体的な連絡先リストを整備し、職員間での情報共有が図られている。また、関係機関と定期的に連絡会を行っており、共通の問題に対して協働で取り組む姿勢が確認できる。さらに、虐待が疑われる子どもの対応として、要保護児童対策地域協議会や児童相談所と連携を図っている。これらの点から、有効なネットワークが地域で築かれていることが示されている。	

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
II-4-(3)-①	地域福祉のニーズ等を把握するための取組が行われている。 a
(コメント)	事業者は地域の福祉ニーズを積極的に把握するための具体的な取組を実践している。月1回の地域支援の会への参加を通じて、地域の福祉ニーズを把握しようと努めていることが確認できる。さらに、相談事業を活用して地域住民の多様な相談にも対応している。また、園長が私保連の会議に参加することで、幅広い地域情報を収集し、それを基に具体的な福祉ニーズの把握に努めている。これらの積極的な取組から、事業者が地域社会における福祉向上に寄与していると判断できる。
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。 a
(コメント)	地域の福祉ニーズに基づいた具体的な事業・活動が積極的に行われている状況が確認できる。具体的には、月1回の地域支援の会（ほほほの会）を通じて、地域の子育て家庭の保護者とお子さまを対象にした活動を開催し、育児相談なども促進している。また、淀川区の文化祭や地域内の各種イベントに参加しており、地域との交流を図っている。これらの取り組みは、地域における公益的活動として非常に効果的であり、多様なニーズに答えていることから、評価基準を満たしていると判断される。

### 評価対象III 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
III-1 利用者本位の福祉サービス		
III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
III-1-(1)-①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。 a	
(コメント)	事業者は、職員基本マナーマニュアルに子どもを尊重した保育に関する基本的姿勢を明示し、職員がそれを理解し実践するための取り組みを行っている。また、虐待時対応マニュアルやこども権利条約を活用し、職員の研修を通じて、不適切な保育を防止する努力が確認できる。さらに、年に一度の「アワードバンケット」という研修成果発表会を実施し、学びの機会を提供している。これにより、組織内で共通の理解をもつための積極的な取り組みが行われていると判断できる。	

III-1-(1)-②	子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a
(コメント)	この事業者は、子どものプライバシー保護に関する規程やマニュアルを整備し、それに基づく保育を確実に実施している。具体的には、幼児クラスでのプール利用時において男女別にパーテーションを設置し、近隣マンションからの視線を遮るための遮光ネットを張るなどの配慮がされている。また、保護者からの相談に関してもプライバシーを考慮した適切な対応が取られている。職員への研修を通じて、規程や責務についての理解が深められていることも評価され、全てのチェック項目が達成されている。	
III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
III-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
(コメント)	事業者の取り組みは、利用希望者が保育所を選ぶために必要な情報を積極的に提供していると判断される。具体的には、理念や方針を記載した資料を公共施設に設置し、多くの方がアクセスできるように工夫している。また、保育内容を紹介する際に、パワーポイントや写真を活用してわかりやすい説明を心がけている点も優れている。さらに、見学希望者への対応や個別説明にも応じており、情報提供の方法を定期的に見直す姿勢も評価できる。これらにより、法律の要求を超えた積極的な情報提供行動が実践されているとみなされる。	
III-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
(コメント)	事業者は入園説明会にて、複数の職員（園長、副園長、看護師、厨房職員）による分野ごとの詳細な説明と質疑応答を行い、保護者に対する理解を深める努力が確認できる。また、保護者の意向に配慮し、連絡帳アプリや園だより、テロップ等の多様な手段を用いて、保育内容に関する変更時には適切に周知されている。これにより、保護者が理解しやすいよう工夫された資料による説明と同意取得が行われていることが明確であるため、評価基準を満たしている。	
III-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
(コメント)	保育所の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書が定められており、保育所の利用が終了した後も相談窓口を設置している点は評価できる。しかし、保育所利用終了後の相談方法や担当者の詳細を保護者へ伝えるための文書の提供が不十分であるため、改善の余地があると言える。また、途中転園や卒園児の進学に際しては指導要録を活用し、担任が直接の連絡を行うなどの対応が取られているが、保護者の意向を踏まえて十分な情報提供がされているか確認が必要である。	
III-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
III-1-(3)-①	利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	事業者は、保護者アンケートや個人懇談会、参観日などを通じて、利用者満足を把握する仕組みが整備されている。また、60項目にわたる定期的な保護者アンケートやアンケート結果の公表、第三者を通じた苦情処理ネットワークの活用など、利用者の意見を積極的に取り入れていることが確認できる。これらに加え、利用者の意見をもとにした改善の取り組みが行われており、組織的かつ具体的に保育の質の向上に生かされている。このため、利用者満足の上昇に向けた取り組みが行われていると判断される。	

III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

III-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
(コメント)	事業者の取り組みは、苦情解決の仕組みが確立されており、保護者に対する周知が十分に行われていることが確認できる。具体的には、苦情解決責任者や第三者委員の設置が行われ、保護者が苦情を申し出やすい環境が整備されている。また、苦情に対する記録は適切に保管され、苦情解決の過程や結果も公表されている。さらに、保育の質向上につながる取り組みが進められており、制度が有効に機能していると考えられる。	
III-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
(コメント)	事業者は保護者が相談や意見を述べる際に複数の方法や相手を選択できる環境を整えている。また、入園時の説明会で苦情処理のパンフレットを配布し、相談方法について保護者に明確に情報を提供している。さらに、保育内容の変更や行事の際にはアンケートを実施し、保護者の意見を積極的に取り入れる姿勢が示されている。これらの取組から、保護者が相談しやすく意見を述べやすい環境が整備されており、そのことが保護者に十分に伝わっていると判断される。	
III-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
(コメント)	本事業者は、保護者からの意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応していると判断される。具体的には、日々のコミュニケーションで保護者の相談や意見を受けやすい環境を整えており、意見箱やアンケートの実施によって定期的な意見の収集も行っている。また、相談や意見に対する対応手順を作成し、職員が迅速に対応できるように体制を整えるとともに、その内容をマニュアル化し定期的な見直しも実施しているため、保護者の意見を反映した保育の質向上へとつなげている。	

III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

III-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
(コメント)	リスクマネジメントの体制がしっかりと構築されていることが確認できる。具体的には、リスクマネジメントに関する責任者が明確にされ、委員会が設置されている。また、事故発生時の対応や手順が職員によく周知されていることが見受けられる。さらに、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集、要因分析、改善策および再発防止策の検討・実施が積極的に行われている。これらの活動に加え、安全確保のための研修も行われ、定期的な評価と見直しが実施されているため、体制の適切さがうかがえる。	
III-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	感染症の予防策と発生時等の対応について、組織として体制が整備されており、具体的な取組が行われている。具体的には、感染症対策に関する責任と役割が明確に設定され、管理体制が整備されている。また、対応マニュアルが作成され、職員に周知徹底されていることが確認できる。さらに、感染症の予防や安全確保に関する勉強会が定期的開催され、感染症の予防策と発生時等の対応が適切に講じられている。保護者への情報提供も適切に行われており、子どもの安全確保に対する十分な取組がなされている。したがって、感染症の予防策と緊急時の対応が十分に実施されていると判断される。	

III-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に 行っている。	a
(コメント)	事業者の取り組みにおいて、災害時の対応体制が明確に決められており、法人全体でサポートする仕組みが構築されている。具体的には、震度6以上の地震発生時に対策本部が自動的に立ち上がる体制が整備されている。安全確保のための行動基準や避難確保計画、安否確認方法の周知など、職員一同が一体となって取り組みを行っていることが確認されている。また、食料や備品類の備蓄の充実、不審者対応訓練、消防士立ち合いの避難訓練の実施など、実効性の高い方策が講じられている。	

		評価結果
III-2 福祉サービスの質の確保		
III-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
III-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
(コメント)	事業者の保育に関する取り組みは、標準的な実施方法が適切に文書化されており、具体的な手順書やマニュアルが用意されています。特に、新人職員でも作業手順書を見れば理解できるように配慮されている点は評価できます。さらに、子どもの尊重やプライバシー保護、権利擁護に関わる姿勢が明示され、職員への周知徹底も研修等を通じて適切に実施されています。また、標準的な実施方法に基づいた保育が確認される仕組みも整備されているため、総合的に見て、適切な取り組みと判断されます。	
III-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
(コメント)	事業者の取組内容及び着眼点により、保育の標準的な実施方法が組織内で定期的に検証されていることが確認できる。具体的には、職員全体会議や学年ごとの会議、さらに食育会議やリーダー会議を定期的に開催し、PDCAサイクルを意識して見直しを行っている。また、保護者からの意見も取り入れる仕組みを設けている点は、保育の質の向上に寄与していることが認められる。したがって、組織的な検証と見直しが見直しが実施されていると判断される。	
III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
III-2-(2)-①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a
(コメント)	指導計画作成のための体制が十分に構築されていると判断できる。具体的には、責任者を配置し、責任権限分担表にて作成者や承認者が明確化されている。アセスメント手法も家庭調査票やアレルギー調査票、個人記録を用いることで確立されており、さまざまな職種の職員や必要に応じた外部関係者が協力して指導計画を作成している。また、子どもと保護者のニーズが個別指導計画に明確に反映されており、振り返りや評価の仕組みも機能している点から評価が高い。また、保護者の希望に応じて当法人の臨床心理士による発達検査も実施している。	
III-2-(2)-②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
(コメント)	指導計画に関して、見直しを行う時期や保護者の意向を把握するための手順など、組織的な仕組みが確立され、実施されていることが確認できる。さらに、見直し後の指導計画は適切に関係職員に周知され、緊急時の変更にも対応できる仕組みが整備されている。また、保育の質向上に関わる課題が明確化され、評価結果が次の指導計画に生かされている。これらの取り組みから、指導計画の実施状況の評価と見直しが組織として有効に機能していると判断される。	

III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

III-2-(3)-①	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
(コメント)	子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有されている状況が確認できる。具体的には、子どもの発達状況や生活状況が統一した様式で記録されており、個別の指導計画に基づく保育の実施も確認できる。また、記録要領の作成や職員への指導、情報共有のための定期的な会議が行われている。さらに、情報の流れの明確化や、必要な情報が確実に伝わる仕組みも整備されている。帳票に識別番号を付与し、報告メールで全職員に共有する取り組みも実施されている点から、組織的な情報共有が適切に図られている。	
III-2-(3)-②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
(コメント)	事業者は子どもの記録管理に関する詳細な規定を定め、適切な管理が行われている。個人情報保護規程等に基づき、記録の保管、保存、廃棄、情報提供に関する具体的な規定を設けている。また、情報漏えい防止対策が講じられ、職員に対する教育も行われていることが確認できる。さらに、責任者の設置や保護者への情報提供も実施されており、全般的に厳格な管理体制が整えられている。このことから、適切な記録管理が行われていると判断した。	

## 児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A-1 保育内容		
A-1-1 (1) 全体的な計画の作成		
A-1-1 (1) -①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
(コメント)	事業者は、全体的な計画を児童憲章や児童権利条約などの趣旨に基づき作成しており、保育所の理念や方針、目標にもしっかりと反映させている。また、計画には子どもの発達過程や家庭の状況、地域の実態などが考慮されていることも確認できる。計画は保育に関わる職員の参画によって作成され、定期的な評価を通じた作成に生かしているため、組織的かつ計画的に保育活動が展開される状況にあると判断された。	
A-1-1 (2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-1 (2) -①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
(コメント)	子どもたちが心地よく過ごすための環境整備が非常に充実していることが確認できる。具体的には、保育日誌により室温や湿度が継続的に管理されているほか、看護師の指導のもと空気清浄機や加湿器を用いて感染予防対策が実施されている。また、5S運動を通じて環境の定期的な見直しが行われ、遊具やバギーの安全性が確保されている。このように、保育所内外の設備や用具の衛生管理がしっかりと行われており、一人ひとりの子どもがくつろいで過ごせる環境が整えられている点も評価に値する。	
A-1-1 (2) -②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
(コメント)	事業者の取り組みにおいて、個別指導計画を基に子ども一人ひとりの発達や家庭環境を十分に配慮し、寄り添った保育が行われている。子どもが安心して自分の気持ちを表現できるよう適切な環境が確保され、臨床心理士とも連携していることから、子どもの状態に応じた保育が十分に実施されている。また、年度末には引き継ぎ会議があり、次年度の担任に子どもに関する情報がしっかりと共有され、連携が図られている。これにより、子ども一人ひとりに対してきめ細やかな関わりが実現されていると判断される。	
A-1-1 (2) -③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
(コメント)	事業者の取り組みでは、子どもが基本的な生活習慣を身につけられるようにするための環境整備と援助が充実している。個別指導計画に基づき、各子どもの発達に応じた指導方法をクラス会議で統一し、適切に実施している。さらに、子どもの自分でやろうとする気持ちを尊重し、サポートがなされており、活動と休息のバランスの維持や、基本的な生活習慣の重要性を子どもに伝える努力が確認できる。このように、すべての着眼点においてチェックがついており、優れた実践がなされていると判断した。	

A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
(コメント)	事業者の取り組みは、子どもが主体的に活動できる環境を整え、生活と遊びを豊かにするための多角的な工夫が施されていることを示している。天然芝生の園庭や公園への積極的な外出、コーナー遊びや縦割り保育による自発的な活動機会を提供しており、年長児には社会性を育む活動も取り入れている。さらに、幼児クラスではビュッフェ形式での昼食を導入し、子どもたちが主体的に選択できる環境を作っていることから、評価基準に沿った保育環境が実現されていると判断される。	
A-1-(2)-⑤	乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	事業者は乳児保育において、重要なポイントを含む全ての評価の着眼点にチェックがついている。また、取組内容として表示されている保育環境の整備において、0歳児が情緒の安定を得るための愛着関係の形成を促進する工夫が見られる。具体的には、保育士の顔が見えるように工夫した言葉掛けや、保育者を一定にするなどの環境への配慮がうかがえる。これに加えて、保育空間の工夫や遊びの選択肢を提供する姿勢は、乳児の発達を促進し情緒の安定を図る取り組みとして適切であると判断した。	
A-1-(2)-⑥	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	事業者は3歳未満児の保育に関して、保育室の適切な環境整備と保育士の関わりに十分な配慮をしていることが確認できる。具体的には、月ごとにクラス会議を行い、子どもの成長過程を情報共有したり、家庭での様子も考慮に入れて保育を進めるなど、保護者との連携もしっかり行われている。また、コーナー保育の導入、異年齢交流や個別のトイレトレーニングのサポートなど、1・2歳児それぞれの特性に応じた柔軟な保育が実践されており、保育の内容と方法に関する取組みが顕著であると判断された。	
A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	事業者の取り組みでは、3歳から5歳児までの子供たちが集団の中で安定し、個々の興味関心を持続させるための適切な環境整備が行われていることがチェックがついている。また、年度カリキュラムに基づく一貫した保育方針が実践されていることから、養護と教育の一体的なアプローチが示されている。さらに、保護者や地域との連携を重視し、子どもたちの成長を支える活動が実施されており、評価基準に示された考え方や留意点に沿った総合的な保育環境が提供されていると判断される。	
A-1-(2)-⑧	障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	取り組みにおいて、障がいに応じた環境整備がなされており、個別の指導計画が作成されている。さらに、保育内容は指導計画に関連づけられており、子ども同士の関わりも配慮されている。また、保護者との密な連携が取られ、定期的に医療機関や専門機関からの相談や助言を受けている。職員は適切な研修を受け、保護者に対する情報提供も実施していることから、障がいのある子どもが安心して生活できる環境と保育内容が整備されていると判断される。	
A-1-(2)-⑨	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	事業者は、1日の生活を見通して子ども主体の計画性を持った取り組みを行っており、家庭的でゆったりと過ごすことのできる環境を整えている。具体的には、早朝と延長保育の時間帯には縦割り保育を行うが、乳児の年齢や月齢を考慮して部屋を分けて過ごす工夫をしている。また、食事やおやつを提供も子どもの在園時間や生活リズムに配慮し、保育士間の適切な引継ぎと保護者との連携を十分に図っているため、環境整備が充実していると判断された。	

A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
(コメント)	この事業者の取り組みは、小学校との連携および就学を見通した計画において非常に充実していると判断される。計画には小学校との具体的な連携内容が記載され、年長児の小学校訪問を通じて小学校生活の見通しが得られる機会が設けられている。さらに、保護者にも小学校以降の生活を理解させるための機会が提供されている。また、意見交換や合同研修を通じて保育士等と小学校教員間の密接な連携が図られており、施設全体としての就学支援が包括的に行われている。	
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	a
(コメント)	事業者は子どもの健康管理に関する取り組みを適切に実施していると判断される。健康管理マニュアルや事故対応マニュアルを整備しており、職員に対しても周知していることが確認できる。加えて、子どもの既往症や予防接種の状況をきちんと管理し、保護者から必要な情報を得る体制を確保している。職員は救急救命研修を定期的に受講しており、実践的な対応能力を高めているところも評価される。さらに、睡眠時の安全管理においても適切な機器と方法を導入している。総じて、全体として子どもの健康管理に関する実施体制が整っており、子どもの心身の健康保持に努めていると言える。	
A-1-(3)-②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
(コメント)	事業者は健康診断・歯科健診の結果をしっかりと記録し、関連する職員に情報を周知する体制が整っている。さらに、結果は保健に関する計画に反映され、保育が実施されている。家庭での生活にも活かされるよう、保護者に結果を伝えている取り組みが見られる。加えて、常駐の看護師が中心となり、必要に応じて職員会議で情報が共有されると共に、保護者に対する説明や受診のアドバイも行っており、健診結果が保育に十分に反映されていると判断される。	
A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
(コメント)	事業所では、アレルギー疾患や慢性疾患を持つ子どもに対し、医師の指示に基づき、適切な対応を行っていることが確認される。具体的には、保育士や厨房職員、保護者と三者面談を行い、食事における除去や代替食の取り決めが詳細に行われている。また、エピペンの使い方についての講習を行い、実際に模擬エピペンを使っの実習も行われている。さらに、職員への研修や保護者との連携が密に保たれており、十分な対応体制が整えられていると判断される。	
A-1-(4) 食事		
A-1-(4)-①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
(コメント)	事業者は、子どもたちが食に関心を持ち、楽しむことができるように様々な取り組みを行っている。保育の計画に基づき、食育活動が展開され、子どもたちはビュッフェ形式の給食を通して、自分で責任をもって食事を選択することができる。さらに、調理過程の見学や野菜の展示によって、子どもたちが食に関心を持つ工夫もされている。また、食具の選択肢の多さや食事の場の環境整備にも細かな配慮が感じられ、家庭との連携を図りながら保護者の理解も進んでいる。	
A-1-(4)-②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
(コメント)	提供している食事に関して、栄養士や調理員が一人ひとりの子どもたちの発育状況や体調を考慮し、献立と調理方法の工夫を行っている。また、季節感を大切に、地域の食文化を取り入れた献立を提供している。さらに、食事の様子の観察や子どもたちとのコミュニケーションの機会を設け、食事の評価と改善を行っている。衛生管理体制もしっかりと整備されており、全体的に子どもがおいしく安心して食べることのできる食事の提供が十分に行われている。	

		評価結果
A-2 子育て支援		
A-2- (1) 家庭との緊密な連携		
A-2- (1) -①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
(コメント)	家庭との日常的な情報交換が行われ、さらに保育の意図や内容についても理解を得るための取り組みが多岐にわたっていることが確認できる。スマホアプリを利用して日々の情報交換をスムーズにしている点は評価できる。また、参観日やクラスだよりを使って保育内容を伝えており、保育参加などの機会も提供されているようである。家庭の状況や情報交換の内容を必要に応じて記録していることから、適切な家庭との連携を実施していると判断される。	
A-2- (2) 保護者等の支援		
A-2- (2) -①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
(コメント)	事業者は保護者が安心して子育てできるよう、効果的な支援を行っている。日々のコミュニケーションを通じて保護者との信頼関係を築く取組があり、保護者からの相談に応じる体制も整備されている。さらに、保護者の状況に配慮した相談対応や、保育所の特性を生かした支援を行っている点にもチェックがついている。また、適切な記録の保持や、相談を受けた保育士への助言体制も確立されている。これらの取り組みにより、保護者支援が十分に行われていることが判断される。	
A-2- (2) -②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
(コメント)	事業者は家庭での虐待や権利侵害の兆候を見逃さないために子どもの状態と家庭環境を把握し、職員間での情報共有や対応協議体制を整えている。また、保護者の精神面や生活面を予防的に支援し、職員への研修も実施していることから、児童相談所等の関係機関との連携を含む総合的な取り組みが確認される。「虐待児対応マニュアル」や「人権擁護セルフチェックリスト」に基づく園内研修も行われており、早期発見と予防に努めていることが明らかである。	

		評価結果
A-3 保育の質の向上		
A-3- (1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A-3- (1) -①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
(コメント)	保育士が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、その改善や専門性の向上を図っていることが確認できる。定期的に行う人材マップや保育日誌によって、個々の保育実践を振り返る仕組みが整備されており、これを通じて互いの意識や専門性の向上にも貢献している。さらに、保育所全体での保育実践に関する振り返りにもつながる取り組みが実施されている点が評価された。取り組み内容が自己評価の基準を十分に満たし、成果も見られることから評価基準を満たしていると判断されます。	

		評価結果
A-4 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1)-①	体罰等子どもへの不適切な対応が行われないう、防止と早期発見に取り組んでいる。	a
(コメント)	事業者の取り組みにおいて、「就業規則」等の規定に体罰等の禁止が明記されており、体罰や暴言、威嚇等が起こりやすい状況や場面について、体罰等を伴わない援助技術を修得できるよう研修や話し合いを行っていることが確認できる。また、法人の臨床心理士や指導主事が訪問時に職員の言葉がけ等をチェックし、アドバイスを受けていることから、防止策と早期発見のための具体的な取り組みが行われていると言える。これらの点から、体罰等の不適切な対応が行われないうにするための防止や早期発見へ十分に取り組んでいると評価した。	

## 利用者（保護者）への聞き取り等の結果

### 調査の概要

調査対象者	保護者
調査対象者数	48人
調査方法	Webフォームアンケート（記名あり）

### 利用者への聞き取り等の結果（概要）

#### 1. 安心・信頼を支える職員の姿勢

保護者からは、職員が園児一人ひとりの名前や特徴を把握し、温かく関わっているとの声が多数寄せられている。担任以外の職員も園児を気かけ、園全体で見守る体制が形成されていることがうかがえる。細かなけがや体調の変化まで丁寧に報告し、褒めて自己肯定感を育む関わりが評価されている。また、日々の送迎時の表情や、帰宅時に笑顔で駆け寄る子どもの様子から、園生活への満足がうかがえる。保護者は「安心して預けられる」「信頼している」との実感を述べており、保育の基本である安心・信頼の基盤が確立していると評価できる。

#### 2. 保育・教育内容の充実と挑戦の機会

季節の行事や製作、運動、全身ペイントのような体験的な活動が多彩に用意され、子どもが意欲的に取り組める環境である。異年齢での交流や、オープンスペースを活かした関わりが広がりが、思いやりや社会性の育ちにつながっているとの評価が見られる。個々の特性に合わせて遊びや活動のステップを調整し、成功体験を重ねられる支援が行われている点も高く評価されている。英語等の活動・レッスンや小学校への移行準備も段階的に整えられており、就学前の力をバランスよく育む実践である。保護者からは「家庭では経験しにくい挑戦の機会がある」「能力を伸ばしてくれる」との声が多く、教育的なねらいと楽しさが両立している。

#### 3. 情報共有とコミュニケーションのきめ細かさ

連絡帳や送迎時の声かけ、保育ICTを通じて園での様子がきめ細かく共有され、日々の見通しが持てることが評価されている。写真の提供も保護者の可視化ニーズに応じており、子どもの活動理解に寄与している。今後の期待として、動画配信の活用拡大や、配布物の検索可能なデータ化（テキスト化PDF）など、より効率的に情報にアクセスできる仕組みへの前向きな提案が挙げられている。迎え時にその日の様子をもう一歩詳しく知りたいとの要望も一部に見られ、エントランスでの短時間共有の工夫や、日中の活動ハイライトを要点化して提示するなど、さらに伝わる仕組みづくりが期待されている。

#### 4. 安全・健康・給食に対する高い満足

感染症発生時の対応や健康面の情報提供、アレルギー（エビペン）対応など、安全・健康面の配慮が丁寧であるとの信頼が示されている。給食は「安全性」「おいしさ」「多様なメニュー」等の評価が多く、ビュッフェ形式や食べる楽しさの工夫が子どもの意欲につながっている。体調や機嫌に合わせて食事や活動への参加度合いを調整する配慮も好評である。衛生面では、一部でオムツの最終チェックの徹底を望む声があったが、全体としては日常的な配慮に満足が示されている。飲料水へのこだわりや、屋上を活用した外遊び等の工夫も、限られた環境の中で安全と快適性を両立させる取り組みとして評価できる。

#### 5. 今後に向けた前向きな提案

総じて高い満足の中で、より良くするための前向きな提案が挙げられている。具体的には、①写真の画質向上や動画併用による活動の可視化、②迎え時の要点共有の標準化、③配布物のテキスト化による検索性向上、④意見集約に際しての合意形成プロセスの工夫（多様な声を拾う仕組み）、⑤英語以外の習い事オプションの検討、等である。朝の挨拶の在り方に関する指摘もあり、誰もが気持ちよく一日を始められる声かけや態度の統一は、園全体の印象向上に資する改善点である。これらは現状の取り組みを高く評価しつつ、職員の負担増に配慮しながら実現可能な範囲で改善を重ねることで、いっそうの安心と満足につながる提案である。

#### 総括

本アンケートから、当園は「園全体で子どもを大切にす文化」と「挑戦と楽しさに満ちた学びの場」を両立させ、保護者との信頼関係を土台にきめ細かな情報共有を実践していることが明らかである。今後は、可視化と共有の工夫をさらに磨きつつ、合意形成や朝夕の短時間コミュニケーションの質を高めることで、子ども・保護者・職員の三者にとってより心地よい園づくりが期待できる。